

令和2年4月30日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間延長に伴う
学校施設開放について**

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の度重なる延長によりご負担をかけておりますが、日々ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

現在、佐賀県においては緊急事態宣言が発令されており、鳥栖市におきましても、佐賀県内の動向はもちろんのこと、他県近隣の動向にも注視しているところです。そのような中に、先日28日、佐賀県より5月10日までの臨時休業延長の要請がございました。

そのため、現在の状況を総合的に判断し臨時休業を5月10日まで延長することといたしました。保護者の皆様に対しましては、更なるご負担をお掛けすることとなりますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今回の臨時休業延長におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、子どもたちを自宅で休ませること、集団を作らないことを趣旨として実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業の趣旨を理解していただき、お勤め先の協力を得ながら極力対応していただきますようお願いいたします。

なお、臨時休業期間の学校開放につきましては、下記に示すお子様を対象に、5月7日、8日の2日間、引き続き学校の教室等を自主学習の場として8:00から16:00までの間、開放することといたします。

対象となるお子様をお持ちのご家庭で利用をご希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、裏面にあります要領にて各学校にご提出ください。

記

次に示す3つの条件を全て満たす家庭のお子様を対象といたします。ご確認ください。

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休業期間中において、8:00から16:00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭

臨時休校期間の学校施設利用申請書の提出についてとお願い

【学校施設利用申請書の提出について】

対象となるご家庭は、下にある【お願い】をご確認のうえ申請書を御提出ください。

1. 申請書提出先 各学校
2. 申請書提出期限 5月7日(木)
3. そ の 他 提出期限内に提出が困難な場合につきましては、
その旨学校にご連絡ください。

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様でお願いします。
- 感染拡大防止を第一と考えておりますことから、できる限りマスク着用をお願いします。
- 学校は、8：00に開校いたします。
- 給食はないため、弁当を持参させてください。弁当を持参できない場合は、12：00までの利用となります。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先してください。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いいたします。また、手洗い後は、必要以上に手を口元に近づけないようご指導ください。

令和2年5月 日

学校長 様

申請者住所 鳥栖市

保護者名

㊞

新型コロナウイルス対策に係る臨時休業期間の学校施設利用申請書

臨時休業期間中、家庭及び施設等に対応できないため、次ページにあります【3つの対象条件(全てを満たす家庭)】および【お願い】に示された内容に同意し、以下のとおり学校施設の利用を申請いたします。

なお、臨時休業期間に学校施設内で新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合について、学校及び教育委員会に対して責任は問いません。

記

※令和2年度に学校施設利用申請書を提出されておられる方は、1. 及び3. をご記入ください。

1. 利用者

学年学級	利用者名
年 組	
年 組	
年 組	

2. 緊急連絡先 ※勤務先を必ず御記入ください。

	続柄	氏名	携帯番号	勤務先及び電話番号
1				勤務先
				TEL
2				勤務先
				TEL
3				勤務先
				TEL

※感染拡大防止の観点から、同居する家族を優先的にご記入ください。

※16:00を過ぎて保護者への引き渡しを確認できない場合は、連絡をさせていただきます。

3. 利用予定期日 ※利用される期日に「○」をご記入ください。

期 日	5月7日(木)	5月8日(金)		
利用される期日に 「○」を 付けてください				

※本申請書にて得た個人情報につきましては、目的以外に使用いたしません。

【3つの対象条件(全てを満たす家庭)】

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休校期間中において、8:00から16:00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様でお願いします。
- 学校は、8:00に開校いたします。
- 給食はないため、弁当を持参させてください。持参できない場合は、12:00までの利用となります。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず自宅での休養を最優先してください。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後には、必要以上に口元に手を近づけないようご指導ください。